

令和3年予算特別委員会における新型コロナウイルス感染拡大防止策（案）

令和3年予算特別委員会における新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下の対策を実施する。

- 1 本会議場内ではマスクを着用し、発言時も外さないこととする。ただし、委員長席等アクリル板を設置している席から発言する場合はマスクを外すことができる。また、本会議場出入口に消毒薬を設置し、入室時には手指消毒を行うものとする。
- 2 本会議場の扉は開放し、換気に努めるものとする。
- 3 委員会出席者は、必要最小限の水分補給は可能とする。
- 4 次の質疑者の待機場所は設置しないものとする。
- 5 傍聴人に対しては、マスクの着用及び手指消毒等について協力を求めるものとする。また、傍聴人が激しくせき込むなどの体調不良の症状が見られた場合は、委員長の判断により、退席いただくよう依頼するものとする。なお、事務局職員は傍聴人が十分な間隔をあけて着席するよう誘導することとする。
- 6 本件については、議会運営委員会において決定する。